



2025年11月18日

各 位

会 社 名 株式会社ダイセキ環境ソリューション
代 表 者 名 代表取締役社長 山本 浩也
(コード番号 1712 東証スタンダード市場
場・名証プレミア市場)
お問合せ先 執行役員企画管理本部長 丹羽 利行
(TEL : 052-819-5310)

親会社である株式会社ダイセキによる当社株券等に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

当社の親会社である株式会社ダイセキ（以下「公開買付者」といいます。）が実施しておりました当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）を対象とする公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が、2025年11月17日をもって終了いたしましたので、その結果について、下記のとおりお知らせいたします。

記

当社は、本日、公開買付者より、添付資料「株式会社ダイセキ環境ソリューション（証券コード：1712）の株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」に記載のとおり、本公開買付けの結果について報告を受けました。

なお、本公開買付けに応募された株券等の数の合計が買付予定数の下限以上となりましたので、本公開買付けは成立しております。

(※) 今後の見通し

添付資料のとおり、公開買付者は、本公開買付けにより、当社株式の全て（但し、公開買付者が所有する当社株式及び当社が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかったことから、当社が2025年10月2日付で公表した「親会社である株式会社ダイセキによる当社株券等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」の「3【買付け等の目的】」の「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の方法により当社の株主を公開買付者のみとする目的とした一連の手続を実施することを予定しているとのことです。

その結果、当社株式は株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）及び株式会社名古屋証券取引所（以下「名古屋証券取引所」といいます。）が定める上場廃止基

準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる予定です。なお、上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所スタンダード市場及び名古屋証券取引所プレミア市場において取引することはできません。

今後の具体的な手続及び実施時期等につきましては、公開買付者と協議の上、決定次第速やかに公表いたします。

以上

(添付資料)

本日付「株式会社ダイセキ環境ソリューションの（証券コード：1712）の株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ」



2025年11月18日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ダ イ セ キ
代表者の役職・氏名 代表取締役社長 山本 哲也
(コード番号 9793 東証プライム・名証プレミア)
常務執行役員企画管理本部長 片瀬 秀樹
問い合わせ先 (電話番号 052-611-6322)

株式会社ダイセキ環境ソリューション（証券コード：1712）の株式に対する 公開買付けの結果に関するお知らせ

株式会社ダイセキ（以下「公開買付者」といいます。）は、2025年10月2日開催の取締役会において、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）スタンダード市場及び株式会社名古屋証券取引所（以下「名古屋証券取引所」といいます。）プレミア市場に上場している株式会社ダイセキ環境ソリューション（以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）を金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）に定める公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議し、2025年10月3日より本公開買付けを実施しておりましたが、本公開買付けが2025年11月17日をもって終了いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 買付け等の概要

（1）公開買付者の名称及び所在地

名称 株式会社ダイセキ
所在地 名古屋市港区船見町1番地86

（2）対象者の名称

株式会社ダイセキ環境ソリューション

（3）買付け等に係る株券等の種類

普通株式

（4）買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
7,754,119 (株)	2,067,500 (株)	— (株)

（注1）本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の下限（2,067,500株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限（2,067,500株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

（注2）単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。なお、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続に従い本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）中に自己の株式を買取ることができます。

（注3）本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。

（注4）公開買付者が本公開買付けにより取得する対象者株式数は、最大で7,754,119株になります。これは、対象

者が 2025 年 10 月 2 日に公表した「2026 年 2 月期 第 2 四半期（中間期）決算短信〔日本基準〕（連結）」（以下「対象者第 2 四半期決算短信」といいます。）に記載された 2025 年 8 月 31 日現在の発行済株式総数（16,827,120 株）から、対象者第 2 四半期決算短信に記載された同日現在の対象者が所有する自己株式数（16,361 株）及び 2025 年 10 月 3 日現在の公開買付者が所有する対象者株式数（9,056,640 株）を控除した株式数（7,754,119 株）です。

（5）買付け等の期間

① 買付け等の期間

2025 年 10 月 3 日（金曜日）から 2025 年 11 月 17 日（月曜日）まで（30 営業日）

② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

（6）買付け等の価格

普通株式 1 株につき、金 1,850 円

2. 買付け等の結果

（1）公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の総数が買付予定数の下限（2,067,500 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しておりましたが、応募株券等の総数（7,030,603 株）が買付予定数の下限（2,067,500 株）以上となりましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書（その後提出された公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。）に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

（2）公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

法第 27 条の 13 第 1 項の規定に基づき、金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。）第 9 条の 4 及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第 30 条の 2 に規定する方法により、2025 年 11 月 18 日に東京証券取引所及び名古屋証券取引所において、本公開買付けの結果を報道機関に公表いたしました。

（3）買付け等を行った株券等の数

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	7,030,603 株	7,030,603 株
新株予約権証券	—	—
新株予約権付社債券	—	—
株券等信託受益証券（　）	—	—
株券等預託証券（　）	—	—
合計	7,030,603 株	7,030,603 株
（潜在株券等の数の合計）	(一)	(一)

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	90,566 個	(買付け等前における株券等所有割合 53.87%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	2,848 個	(買付け等前における株券等所有割合 1.69%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	160,872 個	(買付け等後における株券等所有割合 95.70%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	831 個	(買付け等後における株券等所有割合 0.49%)
対象者の総株主等の議決権の数	167,733 個	

(注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者（但し、特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。）が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が2025年10月10日に提出した第30期半期報告書に記載された総株主の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては単元未満株式（但し、対象者が所有する単元未満の自己株式を除きます。）についても買付け等の対象としていたため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者第2四半期決算短信に記載された2025年8月31日現在の発行済株式総数（16,827,120株）から、対象者第2四半期決算短信に記載された同日現在の対象者が所有する自己株式数（16,361株）を控除した株式数（16,810,759株）に係る議決権の数（168,107個）を分母として計算しております。

(注3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

SMB C 日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

② 決済の開始日

2025年11月21日（金曜日）

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を、本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをされた方（以下「応募株主等」といいます。）（外国の居住者である株主等（法人株主等を含みます。以下「外国人株主等」といいます。）の場合にはその日本国内の常任代理人（以下「常任代理人」といいます。））の住所又は所在地宛に郵送します。なお、日興イージートレードからの応募については、電磁的方法により交付します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等（外国人株主等の場合にはその常任代理人）の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主等の場合にはその常任代理人）の指定した場所へ送金します。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公司買付け後の方針等については、公開買付者が2025年10月2日に公表した「株式会社ダイセキ環境ソリューション（証券コード：1712）の株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」に記載の内容から変更はありません。

なお、公開買付者は、本公司買付けの成立後、対象者を公開買付者の完全子会社とすることを目的とした手続を実施することを予定しております。対象者株式は、本日現在、東京証券取引所スタンダード市場及び名古屋証券取引所プレミア市場に上場されておりますが、当該手続が実行された場合には、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定める上場廃止基準に従い、対象者株式は所定の手続を経て上場廃止となります。なお、上場廃止後は、対象者株式を東京証券取引所スタンダード市場及び名古屋証券取引所プレミア市場において取引することはできません。

今後の手続については、対象者と協議の上、決定次第、対象者が速やかに公表する予定です。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

株式会社ダイセキ

（名古屋市港区船見町1番地86）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

株式会社名古屋証券取引所

（名古屋市中区栄三丁目8番20号）

以上